

福祉医療費受給者証交付(更新)申請書（重度心身障害者用）

該当事項に記入又は○をつけてください。

1 申請の理由	①重度心身障害者になったため ②転入		障害程度の確認方法			障害の程度
	障害の種別等	身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳	手帳番号			級
		障害を理由とする年金の受給者	年金証書番号			
		特別児童扶養手当の受給者	証書番号			
		その他()	()			
③医療保険の異動によるため		④更新 これまでの受給者証()の記号及び番号				
⑤その他()						
2 加入医療保険	被保険者氏名	申請者との続柄	被保険者住所			
	保険種別	国保・国組・政管・組合・船員・日雇・共済	記号	番号		
	発行機関名	柳井市(通常・短期)・後期高齢者医療広域連合	発行機関所在地			
	付加給付	有・無	認定年月日	年 月 日		
3	申請者が65歳未満で1年を超えて入院している場合は該当を○で囲んで下さい。	一時退院しても期間が6か月未満のときは入院期間を	新規申請 更新申請	未成年・20歳以上 配偶者が(いる・いない) 子が(いる・いない) 父又は母が(いる・いない)	裏面	
4 同意事項						
<p>① この申請の対象要件を確認するため、申請者及び申請者の世帯の課税資料等の所得状況を調査すること。</p> <p>② 福祉医療費受給者証の今後の更新時に、その対象要件を確認するため、申請者及び申請者の世帯の課税資料等の所得状況を調査すること。</p> <p>③ 医療費の助成を行った場合において、高額療養費算定基準額及び一部負担金割合を確認するため、申請者が加入する医療保険の被保険者の世帯の課税資料等の所得状況を調査すること。</p> <p>④ 申請者が加入した医療保険から高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金の支給を受けることができる場合は、その申請及び受領について市長に委任すること。</p> <p>⑤ 申請者が加入した医療保険から申請者（又は申請者が加入した医療保険の被保険者）に、高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金が支給された場合は、市の過払い相当額を市へ返還すること。</p> <p>⑥ 申請者が加入した医療保険に対し、医療の給付及び付加給付金の支給状況並びに保険資格を市が確認すること。</p> <p>⑦ 医療費の助成該当を審査するため、申請者が加入した医療保険及び山口県国民健康保険団体連合会に受給者証情報を提供すること。</p> <p>⑧ 申請者及び申請者が加入した医療保険の被保険者が柳井市重度心身障害者医療費助成要綱又は同要綱に基づく指示に違反したときは、受給者証の交付をせず、又は既に交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部又は一部を支給しない場合があること。</p>						

上記のとおり、福祉医療費受給者証(重度心身障害者用)の交付について上記「4 同意事項」に同意の上申請します。

年 月 日 住所

(宛先) 柳井市長 申請者(受給者) 氏名

(連絡先)電話番号 生年月日 年 月 日

(注) 1 申請者が加入する医療保険の被保険者証(組合員証)を提示又は写しを提出してください。

2 欄は記載しないでください。

申請者本人の所得等の状況	①控除対象配偶者及び扶養親族等の合計数(うち老人扶養親族及び特定扶養親族の数)(人)		備考				
	②前年の所得額		円	受給者証記号番号			
	雑損控除		円	資格取得日 年 月 日			
	医療費控除		円	交付日 年 月 日			
	社会保険料		円	年度所得			
	小規模企業共済等掛金		円	認定			
	配偶者特別控除		円	却下()			
	障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数		人	確認者 ④			
	特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数		人	担当者			
	寡婦(夫)・特別寡婦・勤労学生の別		寡・特・勤	部長	部次長	課長	課長補佐
地方税法(昭和25年法律第226号)附則第6条第2項又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第24条若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和47年法律第14号)附則第8条の免税に係る所得額		円					
④控除後の所得額(②-③)		円					